

保護司だより

春日部地区保護司会(春日部市・杉戸町・宮代町)

創刊号

平成24年
2月発行



ユリカモメ(チドリ目カモメ科の冬鳥)

ユリカモメは平安時代の代表的な物語である『伊勢物語』に詠まれた都鳥です。春日部市の中心を流れる古利根川に多く飛来します。



保護司活動への積極的支援

さいたま保護観察所所長 齋場 昌宏

近年、保護観察対象者等の抱える問題が複雑・多様化しているほか、家族関係や地域の絆の希薄化が進み、厳しい経済情勢も加わり、家族や地域の協力が得られず自立が困難な対象者が増加するなどしており、保護司活動の困難化が指摘されています。それを受けて、保護観察所では保護司が行う保護観察等の

処遇活動を積極的に支援することと努めています。その前提として、主任官と担当保護司との情報交換を緊密に行うことが重要になります。保護司の皆様には、遠慮なく主任官に相談や質問をしていただき、よりよい連携がよりよい処遇につながるようしていきたいと思っております。で、よろしくお願いいたします。



更生保護の広報紙として

春日部地区保護司会会長 武井 章

春日部地区保護司会では、平成8年に部会制が廃止になっていきましたが、会員の皆様のご協力により、本年度の総会で3部会、「研修部会・広報部会・就労支援部会」の設置が承認されました。このたび広報部会では、会員相互の情報交換と、地域社会に対し更生保護活動を理解していただき、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える為の広報紙になればと、「保護司だより」の

初刊の発行となりました。「保護司だより」が、春日部地区保護司会の歴史となり、貴重な財産となりますよう継続されることを願っております。初刊の発刊にあたり、ご協力をいただきました関係機関の方々を始め、広報部会の皆様には大変ご苦勞様でした。関係機関の方々、会員の皆様にはより一層のご支援をお願い致します。

安心安全な

まちづくりのために



春日部市長

石川 良三

保護司だより創刊号の発刊、誠におめでとうございます。

また、皆様におかれましては、市政の発展にご協力を賜りますとともに、青少年健全育成にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、日本は少子高齢化や長引く経済の低迷など、青少年をめぐる環境は大きく変わっており、犯罪や非行が増加傾向にあります。

犯罪や非行を防止するためには、家族や学校、地域住民全体が犯罪防止・更生活動に理解を深め、相互に協力し合うことが不可欠です。

こうした中、皆様におかれましては、生活相談や社会復帰への支援など日頃行っている保護司業務は誠に意義深く、心から敬意を表します。

本市といたしましても、多くの人々が快適に暮らせる「安心

安全なまちづくり」の実現を目指し、多様な施策に取り組み

おりますので、今後とも皆様の一層のご理解とご協力を心からお願ひ申し上げます。

結びに、この保護司だよりの発行が、保護司会活動の新たな一歩となり、今後ますます充実していくことをご期待申し上げますとともに、皆様の末永いご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます、お祝いの言葉といたします。

保護司だより

創刊を祝して



杉戸町長

古谷 松雄

この度「保護司だより」が創刊される運びとなりましたことを心からお祝い申し上げます。

保護司の皆様方には、日夜、地域において犯罪や非行のない明るい社会づくりの推進にご尽力され、そのご労苦に対しまして深く敬意を表します。

近年、私たちを取り巻く社会環境は著しく変化し、犯罪や非行は年々深刻になっており、痛

ましい事件があとを絶たず憂慮すべき状況にあります。

このような情勢に直面している今日、犯罪を生まない、安全で安心して暮らすことのできる地域や、誰もが夢や希望を持ち互いに支えあって生きていける明るい社会を築くには、皆様方の献身的な熱意とご努力が重要な役割を担っているものと評するところでございます。

行政といたしましても、学校家庭、地域をはじめ関係機関・団体との連携を強化し、明るい社会の実現に向けて精励する所存でございます。

結びに、皆様方のご健勝とご活躍、さらに更生保護制度の一層の充実と発展を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

広報紙創刊を祝して



宮代町長

庄司 博光

この度、ここに保護司だよりの創刊されますことを心からお祝い申し上げます。

保護司の皆様方には、日ごろ、

広く社会に更生保護の心を伝え地域に更生保護の土壌を創りあげるために、格別なご尽力をいただき、深甚なる敬意を表する次第でございます。

近年の犯罪や非行の状況を見ますと、急速な社会構造の変革の中で、長期化する経済不況、また、家庭、学校、地域社会等における人間関係の希薄化、連帯意識の低下などによりまして「孤立」が生む少年犯罪が多発化してきております。

そのような中、更生保護に対する社会の関心と期待は増しておりまして、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支える保護司の皆様の役割はますます大きく極めて重要なものとなっておりますのでございます。

当町としても、青少年健全育成に積極的に取り組んでおりますので、皆様にはさらなるご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、春日部地区保護司会の発展と保護司の皆様のご健康とご多幸を心からお祈り申し上げます、お祝いの言葉といたします。

保護司とは



定例の研修会

保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に取り組み地域の安心、安全に貢献しています。

法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員の身分を有し、全国で定数五二、五〇〇人、埼玉県一、六四四人、春日部地区七〇人の保護司が更生保護のボランティア活動を行っています。(平成23年6月1日現在)

「保護司法」では、保護司は

保護観察所に置かれた保護司選考会の意見を聴き保護観察所長の推薦により委嘱され、その任期は2年で再任されます。

委嘱されると、保護区(埼玉県は25地区)毎の保護司会に所属されます。

また、職務に当たっては知りえた関係者の身分に関する秘密を尊重し、名誉保持に努める「守秘義務」が課せられています。

保護司の主な仕事

保護司の仕事は「更生保護法」の定めるところにより、その対象者として

▼家庭裁判所で保護観察処分が付された**保護観察処分少年**

▼少年院から仮退院を許された**少年院仮退院者**

▼刑務所から仮釈放された**仮釈放者**

▼裁判所で刑の執行を猶予され、その期間中保護観察に付された**保護観察付執行猶予者**

等の対象者を毎月原則2回面接を行い、生活状況を把握するとともに指導を行い自発的な改善更生、社会復帰を促します。

また、刑務所や少年院に入っている人の出所(院)後の生活環境の調整を行います。

この他に地域での犯罪・非行防止活動として「社会を明るくする運動」の啓発活動や地域の更生保護女性会・BBS会・協力雇用主等の関係団体との連携・調整の活動をしています。



ふれあい広場で刑務所作業製品の販売に協力

3部会の

設置と活動

春日部地区保護司会は平成23年度から永年の懸案であった部会活動として「研修部会」「広報部会」「就労支援部会」の3部会

を設置し、会長を除く全保護司はいずれかの部会に属し、正副部会長・書記を置く組織としました。

その活動として

①「**研修部会**」は保護司の各種研修の企画立案と実施、保護観察所の研修等連絡調整。

②「**広報部会**」は会報「保護司だより」の編集発行、職務に関する情報の広報等。

③「**就労支援部会**」は保護観察対象者の就労への支援・就労に理解を示し雇用に協力してくれる事業主の新規開拓と連絡調整。

この3部会の活動によって、所属保護司の資質の向上、保護司活動の地域理解・保護観察対象者の更生保護の充実を図るものです。



保護観察対象者と犯罪内容

表2 対象者数(春日部地区)

種別	件数	主な罪名
1号観察	50件	窃盗 傷害・暴行 交通関係
2号観察	20件	窃盗 強盗
3号観察	13件	強盗 詐欺 薬物関係
4号観察	21件	薬物関係 窃盗 交通関係

(平成23年10月末日現在)

表1 保護観察対象者の分類

種別	対象者	法定期間
1号観察	保護観察 処分少年	家庭裁判所で保護 観察に付された少年
2号観察	少年院 仮退院者	少年院からの仮退 院を許された少年
3号観察	仮釈放者	刑務所からの仮釈 放を許された人
4号観察	保護観察付 執行猶予者	裁判所で刑の執行 を猶予され、保護 観察に付された人

更生保護活動
主として保護観察、生活環境の調整等で活動中心は保護観察です。
保護観察の対象となるのは表1保護観察対象者の分類の通りです。
保護観察対象者との面接を通じて、あらかじめ定められた遵守事項を守り、生活行動指針に即した生活行動をするように必要な指示をしたりする指導監督

保護司会の活動状況

※主な罪名には、未遂事件も含まれます。
最も多い犯罪は、窃盗など金銭を目的としたもの、4号観察は覚せい剤などの薬物事犯が多いのが特徴です。
春日部では、1・2号観察は暴走族が原因となっていて、その事件が多いのが現状です。

表3 生活環境調整(春日部地区)

種別	件数
少年院	11件
刑務所	96件

(平成23年10月末日現在)

※刑務所で満期を迎えた人は保護観察の対象となりません。

社会を明るくする運動

毎年7月に、社会を明るくする運動月間に参加し、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人達の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。
今年度第62回も「犯罪や非行を防止」、「立ち直りを支える地域のチカラ」が行動目標です。
また、この運動の一環として

と就労の援助や社会生活に適応させるために必要な生活指導などを行う補導援助の両面から改善更生を促します。
また、特定の犯罪的傾向を改善するため、専門的処遇を実施し、再発防止に努めています。
生活環境の調整は矯正施設に収容されている人が刑務所から出所後に再び犯罪を誘発するよう環境に戻れば、その改善更生を支援することは困難です。
そこで社会復帰を円滑にするために、必要があると認められる収容者は保護司による釈放後の住居、就職先その他生活環境の調整を行うものとされています。

編集後記

この度「保護司だより」を発行することになりました。多くの方々から保護司の活動を知って頂き、罪を犯した人の更生にご協力を頂きたいと願っています。今回はじめての発行ですのでお気づきの点がございましたらご指導をお願いします。(町田)

作文コンテストを小中学生対象に、日常の体験を基に犯罪や非行などについての作文を募集しています。
昨年度は多数校から応募があり、小学校4校(豊春小・幸松小・宮川小・小淵小)、中学校2校(豊野中・杉戸中)の児童・生徒の作文が優秀賞に入選しました。今年も小中学生の多数の応募がありました。



発行・編集

事務局

春日部地区保護司会
春日部市中央六丁目二番地
春日部市役所社会福祉課内